

# 国民年金基金のご案内



## 国民年金基金とは？

自営業やフリーランスの方など国民年金に加入の方が、国民年金とセットで加入し税制のメリットをいかしながら掛金を積立て、より充実した年金を終身受け取る積立方式の公的な年金です。



## 加入できる人は？

会社員などが加入する厚生年金に代わる年金です。

	自営業やフリーランスの方	会社員・公務員など
2階部分	国民年金基金	企業年金等 老齢厚生年金(厚生年金)
1階部分	老齢基礎年金(国民年金)	老齢基礎年金(国民年金)

※基礎年金=40年納付の場合  
1ヶ月当たり約68,000円の年金！

- ① 20歳～60歳未満の国民年金に加入の方(第1号被保険者)
- ② 国民年金の任意加入者(60歳～65歳未満の方や海外在住の方)

詳細はお問い合わせください。

## 国民年金基金 5つのメリット

### 1 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
- 終身年金が基本なので、長生きリスクを軽減することができます。

### 2 年金額が確定、掛金額も一定

- 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。(途中で口数を変更しない場合)
- 運用結果で年金額が下がってしまうようなリスクはありません。

### 3 税制上の優遇

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。 ※2022年4月現在
- 生計を一にする親族の掛金を併せて控除することで税の軽減の効果がさらに高くなります。

### 4 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)
- 万が一早期に亡くなったときでも、家族に遺族一時金が支払われますので掛け捨てになりません。

### 5 自由なプラン設計

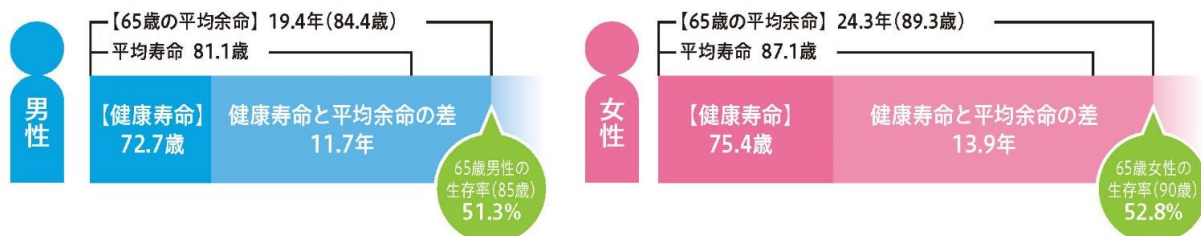
- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。
- 加入口数をいつでも増減できます。どうしてもお支払いが大変なときはお休みすることもできます。





# 老後が長期化しているため、計画的に備えることが必要です。

【図1】 高齢化の現状について



・健康寿命 厚生労働省「健康日本21」(第二次)専門委員会(令和3年12月)  
 ・平均寿命、平均余命、生存率「厚生労働省 簡易生命表」(令和4年)

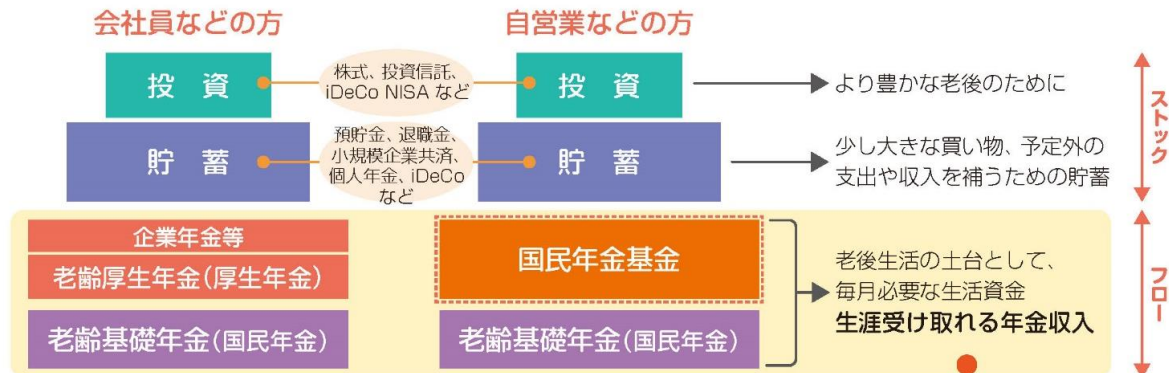
【図2】 老後に必要とする生活費(月額)



## 老後を安心して過ごすために

長期化する老後に備えるためにはどのように準備をすればいいのでしょうか。  
 最初に考えなければならないのは、食費や光熱費といった毎月の生活費を確保することです。  
 それも預貯金を取り崩すのではなく、生涯受け取れる年金収入としてまかなえるようにすることが必要です。

【図3】 国民年金基金を活用した老後資金の組み立ての一例



自営業の方やフリーランスで働く方の場合、老後資金に国民年金基金を組み入れることで、老後生活の土台がしっかりします。



# こんなに所得税と住民税が 軽減できるの!?

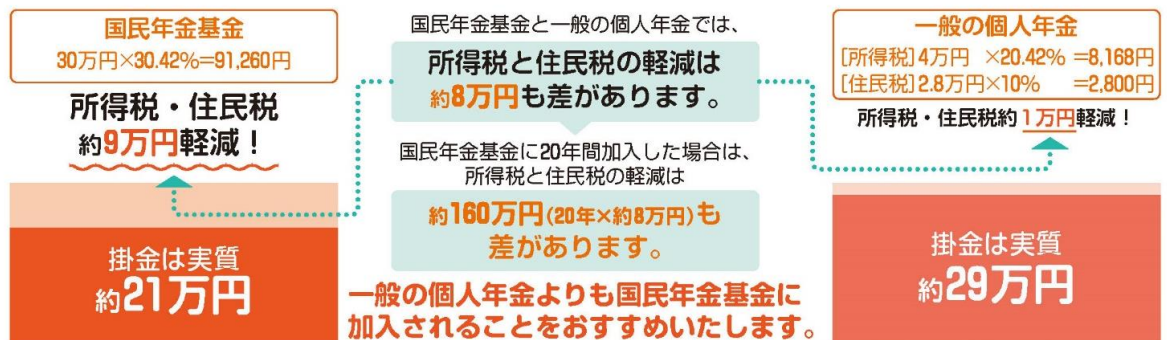


## POINT

- ① [図4] のケースの場合、国民年金基金と一般の個人年金の**所得税と住民税の軽減額の差は年間約8万円もあります**。20年間加入した場合は、**その差は総額約160万円にもなります**。
- ② 課税される所得金額が195万円以下でも所得税と住民税あわせて15.105%はかかりますので、**約4.5万円も軽減できます**。[図5]

国民年金基金は、公的な個人年金なので、掛金全額を社会保険料控除として課税所得額から控除できます。一般の個人年金の場合、所得税で最高年額4万円（住民税で最高年額2.8万円）の控除とされているので、この税制措置は国民年金基金のメリットのひとつです。下記の例 [図4] で見ると、所得税と住民税が毎年約9万円軽減されることとなります。約21万円の支出で、掛金30万円分の年金を受け取ることができます。

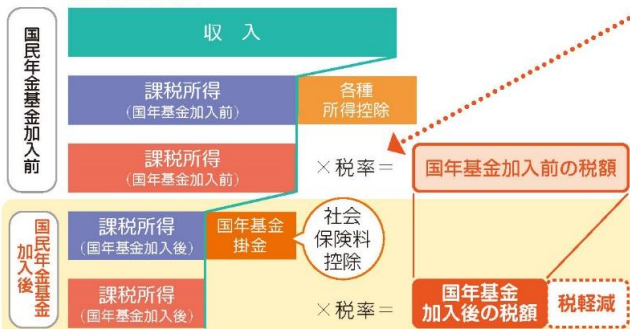
[図4] 課税所得額がおよそ400万円の場合で、掛金の年間合計額が30万円の場合



[図5] どれくらい所得税と住民税が軽減されるか見込額を計算できます。

税軽減見込額 = 掛金額(年額) × あなたの合計負担税率

### 税軽減の仕組み



### 所得税及び住民税の合計負担税率

課税される所得金額	所得税及び復興特別税の合計税率	住民税※	合計負担税率
195万円以下	5.105%	10.00%	15.105%
330万円以下	10.210%		20.210%
695万円以下	20.420%		30.420%
900万円以下	23.483%		33.483%
1,800万円以下	33.693%		43.693%
4,000万円以下	40.840%		50.840%
4,000万円超	45.945%	55.945%	

※住民税の税率は自治体によって異なる場合があります。

## VOICE

### 国民年金基金加入者の声(課税所得額195万円以下、掛金の年間合計額30万円)

課税所得が195万円以下ですが、国民年金基金に加入して、所得税と住民税が年間約4.5万円も軽減できました。早く加入して、長く加入するこ

とで所得税と住民税の軽減の総額の金額も増えます。私は20年間加入していたので、所得税と住民税を総額約90万円も軽減できました。

